

〔不動産法部〕

【目的】

不動産に関する法律解釈の未解決分野を研究し、弁護士の実務処理能力の向上に資することを目的としています。

【方針】

毎年通年の研究テーマを定め、期の若い会員を中心として、自由な雰囲気の中で研究を進めています。

【2022年度のテーマ】

22年度はコロナのため会員が集合しての研究はできませんでした。今年度は新しいテーマを考えております。高齢者の建物賃貸借における明渡し等に関する諸問題について研究をしたいと考えております。

【例会】

8月を除き毎月1回開催しています。

以 上

部 長 西村 康正
事務局長 吉永 英男